

令和3年度 山形市立第八中学校 部活動の基本方針について

生活指導部

1 ねらい

- (1) 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣を身につけ、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育てる。
- (2) 生徒がスポーツをとおして心と身体をバランスよく成長させ、意欲的に学校生活を送ることができるようにする。
- (3) 生徒の自主的、自発的な参加によって行い、性別や年齢が異なる集団が、チームの目標達成に向けて計画的に活動できるようにする。

2 部活動への加入について

- (1) 生徒全員加入を原則とし、生徒の入部選択は自由である。ただし、特別な事情がある場合は入部を強制しない。
- (2) 入部については、3年間続けられることを原則とし指導にあたるが、特別の事情があると認められる場合は、保護者・担任・顧問の連携のもと移籍を認める。
- (3) 新入生の加入は、仮入部期間を経てからとする。(5月の連休後に本入部となる。)

3 部活動の組織と運営について

- (1) 部活動の運営には、主として生活指導部があたり、各部活動の連携調整にあたる。
- (2) 生徒の自主性を尊重するため、活動前後や大会後などにミーティングを行う。
- (3) 生徒の組織として、部長会を組織し、部活動間の研修・連絡を行う。
- (4) 各部活動で、非常時における役割分担を決め、教職員への報告・AEDの運搬など円滑に動けるようにする。また、学校全体で役割分担を把握しておく。

4 運動部活動の活動時間及び休養日について

- (1) 休養日については、平日1日以上、週休日1日以上、週休2日以上とする。週休日の大会等に参加する場合は、平日に振替休日を設定する。ただし、事前に申請し校長の許可を得る。
- (2) 平日の活動時間は2時間程度とし、下校時間については下記のとおりとする。

前期	6:00活動終了	6:15下校	(3月1日からアンサンブル8まで)
前期延長	6:45活動終了	7:00下校	
後期	5:30活動終了	5:45下校	(アンサンブル8後から2月末日まで)
後期延長	6:00活動終了	6:15下校	

※活動時間延長については、申請が必要。
(中体連主催大会は1ヶ月間。その他は、2週間とする。)
- (3) 週休日の活動時間は3時間程度とする。ただし、大会や練習試合、合宿については3時間を越えての活動となるが、生徒の負担にならないよう大会などへの参加頻度を考慮する。
- (4) 部活動の活動時間延長は、その事由、期間および時間を校長に申請し認められた場合に可とする。尚、活動延長の事由、期間および時間を保護者に通知し、十分な理解と協力が求められるようにする。
- (5) 長期休業中の休養日について
 - ・長期休業中の土、日は原則として活動をしない。ただし、大会などがある場合は、校長に申請し認められた場合は可とする。
 - ・ある程度長期の休養期間(オフシーズンや連続した休養日)を設け、年間活動計画に示す。
- (6) 水曜日を定時退校日とし、原則として部活動は行わないものとする。

5 運動部活動の部活動指導員、外部コーチの活用について

- (1) 部活動指導員については、顧問が必要を感じたときに校長との相談のもと人材を確保し、市教育委員会の手続きを経るものとする。その際、部活動が教育活動の一環であることに対し十分に理解を得られること、また、部活動の指導を適正に行うことのできる人物であることに留意し、顧問と連絡を密にし、指導にあたるものとする。
- (2) 外部コーチについては、顧問が必要を感じたとき校長との相談のもと、校長の委嘱をもって認める。ただし、部活動が教育活動の一環であることに対し十分に理解を得られること、また、部活動の指導を適正に行うことのできる人物であることに留意し、顧問と連絡を密にし、指導にあたるものとする。

6 新型コロナウイルス感染症予防対策として

- (1) 山形県・山形市の注意警戒レベルや通知に応じて、活動を制限する場合がある。
(活動時間、大会や遠征の有無、練習試合や他校との交流など)
- (2) 活動前に体調を確認すること。発熱(37.5℃以上)や風邪症状のある場合は参加しない。
- (3) 運動中は十分な間隔をとった上でマスクを外して活動してもいいが、運動の前後、特に話をしたり、話を聞いたりする場面では必ずマスクを着用する。
- (4) 活動前後に必ず手洗いと手指消毒を行う。また、休憩時にも手指消毒を行うこととする。
- (5) 屋内での活動では、窓や扉を開け、常に換気を行う。ただし、冬期間で難しい場合は、1時間ごとに換気をする。
- (6) 活動後は、使用した用具や器具を消毒する。また、個人の用具を貸し借りしない。
- (7) 飲料水は個人で準備し、ボトルやカップ・タオルなどを共用はしない。

7 その他

- (1) 部活動に保護者会が設置されている場合、その目的が部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会(クラブ活動)を主催することのないよう保護者の理解と協力を得る。
- (2) 部活動顧問は、部員が所属している学校管理下外の「地域スポーツクラブ」の活動が、学校の部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、学校の部活動と地域スポーツクラブの活動日・活動時間を通常の部活動の活動時間及び休養日となるようにクラブ関係者、保護者の理解と協力を得られるように調整を図る。
- (3) 学校外のクラブ、地域スポーツクラブへの部員の加入については、必ず任意とし、保護者会として強制加入させたり、加入しなければならない雰囲気になったりすることのないよう、チーム関係者、保護者に理解と協力を得る。
- (4) 合宿・県外遠征は、授業日には行わない。また、生徒の体力、能力に応じて適切な計画のもと実施し、計画については校長、教頭と十分に相談し、1ヶ月前まで教育委員会に申請すること。
- (5) 部活動の統廃合について
2大会(新人大大会・市中総体)続けて**団体が組めない場合**は次年度から募集停止とする。
・総合活動部生徒の協力、合同チームの条件の下、他校と合同で参加することは可とする。
但し、1大会不参加(団体が組めない場合)としてカウントする。
・個人種目のある部活動は個人種目として、出場可とする。
 - < 現在の状況 >
 - 令和2年度 新人戦 不参加・・・サッカー部
 - 令和2年度 新人戦 合同チーム・・・ソフトボール部

8 各部活動の活動状況

部活動名	部員数	活動日	その他
男子バレーボール部	3年生 7人 2年生 12人	火・金・土	木 外部活動有
女子バレーボール部	3年生 6人 2年生 4人	月・火・木・金・土	
卓球部	男：3年生 4人 2年生 3人 女：3年生 4人 2年生 5人	月・火・木・土	水・金・土 外部活動有
サッカー部	3年生 3人	月・火・木・金・土	
ソフトボール部	3年生 1人 2年生 7人	月・火・木・金・日	
柔道部	男：2年生 4人 女：3年生 1人	火・木・土	月・水・金 外部活動有
剣道部	男：3年生 2人 女：3年生 4人 男：2年生 4人	火・木・土	水・金 外部活動有
総合活動部	空手：3年生 女1人 ハンドボール：3年生 男2人 女1人 バスケットボール：3年生 男1人 2年生 女1人 チアダンス：2年生 女1人		※外部活動は、任意の加入となります。